



令和6年度

幼稚園（私学助成幼稚園）を利用される方へ

幼児教育・保育の無償化のご案内

塩尻市保育課



目次

1 幼児教育・保育の無償化	2
認定の種類について	3
幼児教育・保育の無償化の対象と範囲について...	4
保育料・預かり保育料の無償化について.....	5
副食費の減免について	6
2 無償化のための認定手続き	7
保育を必要とする事由	8
無償化に関するQ&A	11
電子申請について	12
紙申請について（年度途中）	23
認定内容を変更したいときは	25

1 幼児教育・保育の無償化について

認定の種類について

幼稚園（私学助成園）を利用しているお子さんが保育料等の無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から認定を受けていただく必要があります。

フローチャートを参考に、該当する認定区分で申請してください。

認定の種類

施設等利用給付 1号認定

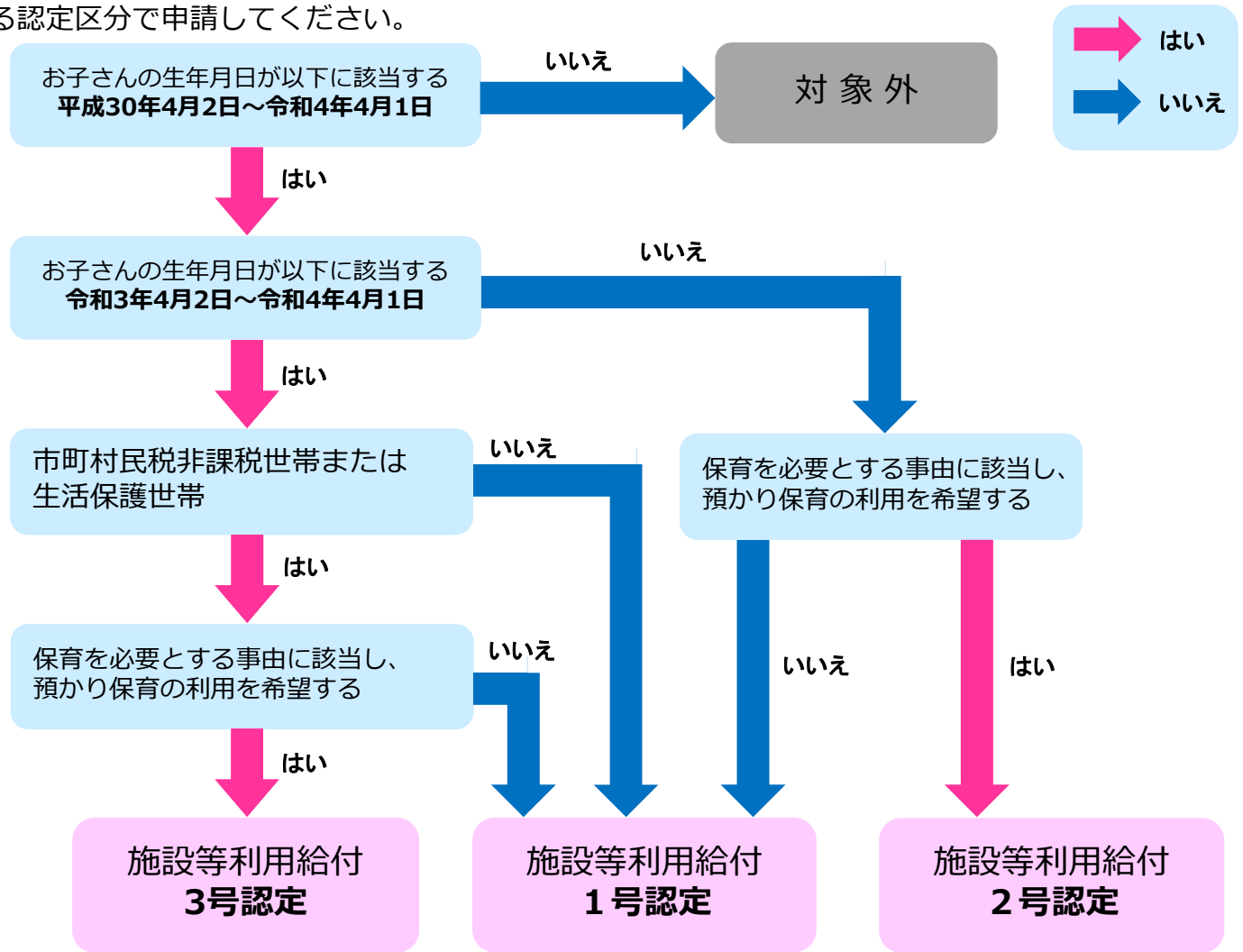
満3歳以上の小学校就学前の子どもで
2号・3号認定以外の子ども

施設等利用給付 2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日
を経過している子どもで、保育を必要と
する事由に該当する子ども

施設等利用給付 3号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日
までの間にある子どもで、保育を必要と
する事由に該当し、市町村民税非課税
世帯または生活保護世帯である子ども



幼児教育・保育の無償化の対象と範囲について

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの児童の幼児教育・保育が無償化の対象となります。

3歳から5歳児クラス

	保育を必要とする事由に該当する世帯	保育を必要とする事由に該当しない世帯
保育園 (認可保育園)	無償	—
認定こども園 (保育園部分)	無償	—
認定こども園 (幼稚園部分)	無償 (満3歳児も対象)	
幼稚園 (私学助成幼稚園)	月額25,700円まで無償 (満3歳児も対象)	
幼稚園 (新制度移行幼稚園)	無償 (満3歳児も対象)	
幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)の 預かり保育	無償 (450円×利用日数) ※最大月額11,300円まで ※満3歳児は市町村民税 非課税世帯のみ対象	対象外
認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業(デイ保育) ・ファミリーサポート事業 ・病児保育事業	無償 ※合計で月額37,000円まで	対象外

0歳から2歳児クラス (市町村民税非課税世帯のみ)

	保育を必要とする事由に該当する世帯	保育を必要とする事由に該当しない世帯
保育園 (認可保育園)	無償	—
認定こども園 (保育園部分)	無償	—
地域型保育施設	無償	—
認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業(デイ保育) ・ファミリーサポート事業 ・病児保育事業	無償 ※合計で月額42,000円まで	—

※満3歳児は3歳の誕生日から最初の3月31日までの間にあるお子さんです。
※保育を必要とする事由については、P8参照。

保育料の無償化について

令和元年10月から全国一斉にスタートした幼児教育・保育の無償化により、保護者が園に支払う保育料について、次のとおり無償化になります。

- 対 象 : 満3歳児クラス～5歳児クラスの全ての園児
- 内 容 : 保育料が**月額25,700円まで無償**になります。

※実費負担額(日用品、文房具などの物品購入費、行事参加費、給食費、通園送迎費、保護者会費、写真代など)は無償化の対象にはなりません。

※保育料の月額が25,700円を超える場合は、差額分を幼稚園へお支払いいただきます。

ただし、第3子以降のお子さんにつきましては、塩尻市独自の多子世帯を応援する制度により、上限を超えた保育料等の補助を行います。

預かり保育料の無償化について

保育園への入園を希望しているにもかかわらず、保育園に入園できない状況が全国的にあることから、保育園利用者との公平性を保つため、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育料についても、次のとおり無償化されます。

- 対 象 : 市から保育の必要性の認定を受けたお子さん
※満3歳のお子さんは、市町村民税非課税世帯に限られますが、ご家庭において第2子以降のお子さんについては、保育の必要性の認定のみで無償化の対象となる場合があります。
- 内 容 : 次の①、②のいずれか**低い額**が無償になります。(上限11,300円)
 - ① その月の利用実績に基づく預かり保育料
 - ② その月の預かり保育の利用日数 × 450円※満3歳のお子さんは、上限16,300円

※対象外のお子さんが預かり保育を利用した場合は、預かり保育料を園へお支払いいただきます。

副食費の減免について

給食費は、実費負担として園へお支払いいただきますが、次に該当する方については、給食費のうち、副食費（おかず・おやつ[※]の材料費）に相当する額が減免されます。対象者には、塩尻市保育課から減免に関するお知らせを通知します。

内容	減免額
保護者 ^{※3} の市町村民税所得割額の合計額が77,100円以下の世帯	副食費の全額
生計を一にする第2子以降すべてのお子さん	副食費の全額

副食費の減免のイメージ

給食費の月額が5,500円の場合
(主食費1,000円副食費4,500円)

- 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯または第2子以降
→ 1,000円を幼稚園に支払い
(主食費1,000円 + 副食費0円)

※1 国の制度では、小学校3年までのお子さんのうち第3子以降に該当する子どもを減免の対象としていますが、塩尻市独自の多子世帯を応援する制度により、次のとおり減免の対象を拡充しています。

生計を一にする第2子以降すべてのお子さん

※2 副食費の減免にあたり、次のとおり算定を行います。

令和6年4月から8月まで：令和5年度（令和4年分）市町村民税所得割額

9月から令和7年3月まで：令和6年度（令和5年分）市町村民税所得割額

※3 原則、父母の市町村民税所得割額を適用しますが、家庭状況によっては、父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の市町村民税所得割額を適用する場合があります。

2 無償化のための認定手続き

※入園手続きについては、各園にお問い合わせください。

保育を必要とする事由

保育の必要性の認定（2・3号認定）は、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合に限り認定できます。

保育を必要とする事由	内容
① 就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている
⑦ 就学	大学・専修学校などに在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている
⑧ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）がある、またはそのおそれがある
⑨ 育休継続	育児休業をする際、既に保育園等に入園しているお子さんがいて、継続して利用する必要がある ※5歳児に限り適用
⑩ 家庭育児	3歳未満のお子さんを家庭で育児している ※3歳以上児に限り適用



- ・認定後に保育の必要性を満たさなくなった場合は、1号認定に切り替わります。（例：仕事を辞めた）
 - ・保育を必要とする事由に関する提出書類等の虚偽が発覚した場合は、認定を取り消します。
 - ・年度途中に保育を必要とする事由を変更する場合は、変更手続きが必要です。（例：就労 → 妊娠・出産）
- なお、**毎月25日**までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。

① 就労



【条 件】 **1か月あたり64時間以上の労働を常態としていること**

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。ただし、**労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません。**

【必要書類】 **就労証明書**（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの）



就労証明書の証明者が**本人**または**親族**である場合、以下の書類のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。（※原則、本人名義の書類を添付してください）

※書類を提出できない場合は保育課へご相談ください。

・最新の確定申告書（第1・2表）・源泉徴収票・営業許可証・開業届・事業所登録・事業所名が記載された保険証・事業所名が記載された納税通知書・出荷票・雇用保険の加入状況のわかる書類



③ 疾病・障がい

【条 件】
保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」に該当していること

【必要書類】

- ① 障がいがある方
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方
介護保険被保険者証の写し
- ③ ①②に該当しない方
保育ができないことに関する医師の診断書（塩尻市の様式）

② 妊娠・出産



【条 件】

保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること

例）10月出産の場合

出産前3ヶ月（7～9月）+ 出産月1ヶ月（10月）

+ 出産後6ヶ月（11月～翌年4月）=10ヶ月

【必要書類】

母子健康手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）

④ 病人等の介護・看護（同居親族）



【条 件】 **長期にわたり、常時、同居親族の介護・看護をしていること**

【必要書類】

- ① 介護・看護する親族が介護認定（要介護度2以上）を受けている場合
・**介護保険被保険者証の写し**
・**介護・看護の実施状況に関する申立書（塩尻市の様式）**
※両方必要です。
- ② ①に該当しない場合
・**介護・看護が必要であることの医師の診断書（塩尻市の様式）**
・**介護・看護の実施状況に関する申立書（塩尻市の様式）**
※両方必要です。



※申立書の内容次第では入園の要件として認められない場合がありますので、事前に保育課にご連絡ください。

※診断書については、保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。

⑤ 災害復旧



【条 件】 地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること

【必要書類】 災害証明書

⑦ 就学



【条 件】 大学、専門学校、職業訓練校等に通っていること

※ 1か月あたり64時間以上

【期 間】 在学期間または年度末までのいずれか短い方

【必要書類】 ・在学証明書（入学前の場合は、合格通知書）
・カリキュラムなど（日数及び時間が分かるもの）
※両方必要です。

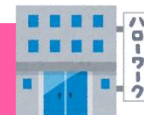


⑨ 育児休業中の継続利用 ※5歳児の入園に限る

【条 件】 育児休業をする際に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、5歳児クラスに継続して入園する場合

【必要書類】 就労証明書
(市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの)

⑥ 求職活動



【条 件】 求職活動を継続的にしていること（自営業の起業準備を含む）

【期 間】 3か月間

【必要書類】 ありません

(申請の際に求職活動の状況を記入していただきます。)

⑧ 虐待・DV

【条 件】 虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること

※該当する方は、保育課及びこども未来課へご相談ください。

⑩ 3歳未満児の家庭育児 ※3～5歳児の入園に限る

【条 件】 入園するお子さんのほかに3歳未満児を家庭で育児していること
※「3歳未満児」は、令和3年4月2日以降に生まれたお子さんが対象です。

※保育園、認可外保育施設など、お子さんを日々保育する施設に入園している場合は該当しません。

※3～5歳児の入園に限り認められます。

0～2歳児の入園には適用できません。

【必要書類】 ありません



無償化に関するQ&A

Q₁ 一度認定が認められれば卒園まで継続しますか？

- A 1** 認定内容によって認定期間が異なります。
施設等利用給付1号認定：卒園まで
施設等利用給付2号認定：保育を必要とする事由に定められた期間
施設等利用給付3号認定：満3歳に達した日以降最初の3月31日まで
※施設等利用給付2号、3号認定は、年に一度現況届を提出していただく必要があります。

Q₂ 申請手続きが間に合わない場合は、遡って無償化（認定）してもらえますか？

- A 2** 申請した日より遡って無償化の対象とする（認定する）ことはできません。
必ず利用の開始に間に合うように申請してください。
お急ぎの場合は、直接保育課に提出してください。

Q₃ 保育を必要とする事由のうち、有効期限が定められているものについて、有効期限が経過してしまった場合は、預かり保育料の無償化の対象から外れてしまうのですか？

- A 3** 保育を必要とする事由を変更しない限りは、無償化の対象外となります。



電子申請の受付期間

申請受付期間

令和5年 **12月1日(金)** ~ **28日(木)** 午後5時まで

申請方法

電子申請による申請手続（次ページからの手順に沿って申請してください。）

※電子申請による手続が困難な場合、申請受付期間内に電子申請による申請手続が間に合わない場合は、利用予定の施設に書面により申請手続を行ってください。

※海外移住者等で日本国内で課税されていない方は所得や所得控除内容を確認できる書類の提出をお願いいたします。



電子申請の流れ



① 検索サイト等で「塩尻市公式ホームページ」へアクセス

塩尻市 公式



② 「申請サービス」を選択

<パソコン画面>



<スマホ画面>



電子申請には、インターネットに接続できるパソコンかスマホが必要です。
電子申請が困難な場合については、保育課へご相談ください。

※実際の画面では、イメージと異なる場合があります。

③ 手続き一覧から「令和6年度 幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届（私学助成幼稚園）」を選択

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉ メールアドレスの確認 🖋 内容を入力する 📍 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード 類義語検索を行う

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する >

五十音で探す >

手続き一覧

2023年12月1日19時30分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 ▼ 表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

令和5年度がん検診等の申込み 受付開始日時 2023年07月24日14時00分 受付終了日時 随時	令和6年度 幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届 （私学助成幼稚園） 2023年12月01日00時00分 受付終了日時 2023年12月28日19時30分
---	---

スマートフォンの場合は、
こちらからアクセスできます。



「令和6年度幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届（私学助成幼稚園）」



※上の画面はイメージです。実際の画面では、手続きの並び順が変わる場合があります。
※手続き名「令和6年度 幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届（私学助成幼稚園）」で検索することも可能です。

④ 申請者（保護者）の利用者登録

⚠ 既に利用者登録がある方もご確認ください！

ながの電子申請サービス

ログイン
利用者登録

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	令和6年度幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届（私学助成幼稚園）
受付時期	2023年12月1日00時00分～2023年12月28日19時30分

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード

入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

利用者ID入力

利用者区分を選択してください **必須**

個人
 法人
 代理人

利用者ID（メールアドレス）を入力してください **必須**

利用者ID（確認用）を入力してください **必須**

登録する >

- ▶ 「[利用者登録される方はこちら](#)」を選択
- ▶ 利用規約画面に遷移しますので、利用規約をご確認のうえ「[同意する](#)」を選択

- ▶ メールアドレスを入力し「[登録する](#)」を選択
- ▶ 登録いただいたメールアドレスに、登録手続用のURLが記載されたメールが届きますので、**URLにアクセスして利用者登録を行ってください。**

⚠ **発信元のメールアドレスが変更になっています**ので、次のアドレスのメールを受信できるよう設定してください。

city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp

⑤ ログイン → 申請内容の入力

利用者登録が完了したら、再度、手続き一覧の「令和6年度幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届（私学助成幼稚園）」を選択し、利用者ID（メールアドレス）とパスワード（利用者登録の際に設定したもの）を入力してログインしてください。

保護者氏名 **必須**

家計の主となる保護者の氏名を入力してください。（教育・保育給付認定保護者となります）

氏： 名：

申請区分 **必須**

「令和6年度幼児教育・保育の無償化のご案内」の（P3）を参考に申請区分を選択してください。

- (1) 施設等利用給付1号認定
幼稚園（私学助成園）を利用するお子さん
- (2) 施設等利用給付2号認定
保育を必要とする事由に該当し、預かり保育料の無償化を希望するお子さん
- (3) 施設等利用給付3号認定
保育を必要とする事由に該当かつ市町村民税非課税世帯または生活保護世帯の預かり保育料の無償化を希望するお子さん

- (1) 施設等利用給付1号認定
- (2) 施設等利用給付2号認定
- (3) 施設等利用給付3号認定

選択解除

ご注意ください

- 一時保存を行う場合は、画面最下部までスクロールしてください。
- 2人以上のお子さんを申請する場合は、1人ずつ申請していただく必要があります。この場合、2人目以降の申請の際に、1人目の申請で入力した内容をコピーして利用することができます。（P19参照）

入力項目は **8** 項目です 添付書類はあらかじめ撮影してご用意ください


入力項目	内容
① 申請区分	申請区分の選択 ①施設等利用給付1号認定 ②施設等利用給付2号認定 ③施設等利用給付3号認定 ※②と③の認定は、預かり保育の無償化を希望する方で、P8に記載された要件に該当する方のみとなります。
② 子どもの情報	氏名、生年月日など
③ 保護者の情報	現在の住所、令和5年1月1日の住所、令和6年1月1日(予定)の住所、緊急連絡先など
④ 世帯の状況	同居家族全員の氏名、お子さんとの続柄、生年月日、勤務先・学校名 など
⑤ 利用を希望する施設	利用を希望する施設
⑥ 利用を希望する期間	希望する利用開始期間
⑦ 保育を必要とする事由等 ※該当者のみ	保育を必要とする事由、証明書の画像添付（P17参照）など（父・母それぞれ）
⑧ 同意確認	個人情報の取扱いなどに関する同意の確認

⑥ 申請内容の入力（画像データの添付）

「保育を必要とする事由の証明書」は、画像データを添付してください。

※P8～P10をご確認の上、該当するものを添付してください。

※証明書の修正を依頼する場合がありますので、原本は保管しておいてください。

 スマートフォン版画面



項目名
保育を必要とする事由の証明書_父

添付できるファイル数
10


添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルを選択 ファイル未選択

写真ライブラリ 

写真またはビデオを撮る 

ファイルを選択 

入力へ戻る

 PC版画面



項目名
保育を必要とする事由の証明書_父

添付できるファイル数
10

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

添付する

入力へ戻る



添付画像が合計20MBを超えるとエラーになります

お手数ですが、次の対応をお願いします。

ファイルサイズを縮小する

カメラ機能の設定変更、ファイルの圧縮などをお試しください。
※スマートフォンの場合は、アプリを活用することでファイルサイズの縮小が可能です。

どうしても画像添付ができない場合は…

申請受付期間中に、保育課までご連絡ください。

- ・スマートフォン版の場合、「ファイルを選択」ボタンを押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。
 - ・PC版の場合、「ファイルの選択」を押すとファイルの選択が可能となります。
- ※あらかじめ書類を撮影してから申し込みを始めていただくとスムーズです。

⑦ 入力完了 → 申請

全ての必要項目の入力が終わりましたら、ページ下部の「確認へ進む」を選択してください。申請内容を確認の上、ページ下部の「申込む」を選択してください。

市職員確認用

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。

申請内容を確認

< 入力へ戻る

申込む >

⚠ エラーの修正について

必須項目が未入力の場合などは、「確認へ進む」ボタンを選択した後にエラーメッセージが表示されます。黄色く表示されたエラー項目を修正してください。

全てのエラーを修正しないと、申請が正常に完了しませんのでご注意ください。

申請が完了すると「令和6年度 幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届（私学助成幼稚園）の申込を受付しました。」というメッセージが表示されます。

⑧ 申請仮受付メールの受信

申請が完了すると「申請仮受付のお知らせ」がメールで届きます。整理番号、パスワードが記載されますので、受信メールは必ず保存しておいてください。なお、この時点で申請は正式に完了していません。（P21参照）

※申請受付のメッセージが表示されたにもかかわらずメールが受信できない場合は、保育課へご連絡ください。



⑨ 2人目以降を申請する場合

兄弟姉妹で2人以上を申請する場合は、最初に申請した内容をコピーすることができます。

※ 1人目の申請が正常に完了している必要があります。

【再申込の手順】

- ① ログインする
- ② 「申込内容照会」を選択
- ③ コピーする手続きの「詳細」を選択
- ④ ページ下部の「再申込する」を選択
- ⑤ 入力内容を修正し、申請完了

2023年12月1日 19時30分現在

並び替え 表示数変更

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
809702932944	令和6年度 幼児教育・保育の無償化認定申請兼現況届 (私学助成幼稚園)	塩尻市 こども教育部 こども課 保育企画係	2023年12月1日 19時00分		詳細 >

市職員確認用 市職員確認用

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込内容修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

[再申込する >](#)

[修正する >](#) [取下げる >](#)

コピーして2人目以降のお子さんを申請する場合、特に次の項目にご注意ください。

- ・ **お子さんの情報** …… 2人目以降のお子さんの情報に修正してください。
- ・ **世帯の状況** …… 同居家族欄に1人目のお子さんの情報を加え、申請するお子さんの情報を同居家族欄から削除してください。
- ・ **利用を希望する施設** …… 1人目のお子さんとは違う園を希望する場合は修正してください。

⑩ 申請内容を修正する場合

「申請仮受付メール」を受信した後に、申請内容の修正ができます。

スマートフォン版画面

※右上のメニューボタンを押す

PC版画面



【修正の手順】

- ① ログインする
- ② 「申込内容照会」を選択
- ③ 修正する手続きの「詳細」を選択
- ④ ページ下部の「修正する」を選択
- ⑤ 入力内容を修正し、申請完了



⑪ 申請内容の審査（保育課）

保育課において、入力内容や証明書類の確認を行います。内容に不備がある場合は、修正事項等を記載したメールを送信しますので、修正手続き（前ページ参照）をしてください。

（修正の例：「就労証明書の勤務時間の欄の記載がない」「添付画像が不鮮明で識別できない」）

⑫ 申請完了メールの受信 → 手続き完了

審査の結果、修正事項がない場合または修正が完了した場合は、「申請完了メール」が届きます。

※内容の審査を行い、順次完了メールを送信しますので、仮受付メールの受信から一週間程度かかる場合があります。



**申請完了メールが届いた後は、ながの電子申請での修正はできません。
申請内容を修正したい場合は、申請受付期間中に保育課へご連絡ください。**





申請に必要な書類について

※預かり保育の無償化を希望する際の「保育を必要とする事由」の証明書類は、父・母それぞれ必要です。

※様式は塩尻市ホームページからダウンロードしてください。（保育課、幼稚園でも配布可能です）

※就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。



様式のダウンロードはこちらから



紙申請について（年度途中）

① 施設等利用給付1号認定を希望するお子さん

【提出書類】 ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（別紙様式）

- ※申請書は、園児一人につき1枚必要です。
- ※P24の記入例を参考のうえ、ご記入ください。
- ※幼稚園が定める期限までにご提出ください。

② 預かり保育の無償化を希望するお子さん（施設等利用給付2号認定、3号認定）

【提出書類】 ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（別紙様式）

② 保育を必要とする事由を証明する書類（P8～P10参照）

- ※父・母それぞれ必要です。
- ※様式は幼稚園にありますので、必要な方は幼稚園へお申し出ください。また、市ホームページからダウンロードもできます。（P22参照）
- ※就労証明書など、勤務する会社等に書類の作成を依頼していただくものがありますので、お早目のご準備をお願いします。保育を必要とする事由を証明する書類が提出期限に間に合わない場合は、園にご連絡ください。
- ※海外移住者等で日本国内で課税されていない方は、**所得や所得控除内容を確認できる書類**をあわせてご提出ください。

【提出先】 入園予定の幼稚園

【提出期限】 入園予定月の**前月25日**（土日祝日にあたる場合はその直前の平日）

認定申請書の記入例

様式第15号（第12条関係）
様式第19号（第14条関係）

記入した日 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届

令和 5 年 12 月 1 日

保護者氏名 塩尻 拓也

(あて先) 塩尻市長

次のとおり、施設等利用給付に係る { 支給認定を申請します。
支給認定における現況を届け出ます。 }

申請に係る 子どもの氏名	フリガナ シヨジリ ヒケ	生年月日	年齢 R6. 4. 1現在	性別
	塩尻 陽菜	平 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 2 年 5 月 15 日	3 歳	女
保護者住所 ・連絡先	住所 〒399-0786 塩尻市 大門七番町 3 番 3 号	令和6年1月1日の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 { 都道府県 市区町村 }	令和5年1月1日の住所 <input type="checkbox"/> 市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外 { 東京 <input checked="" type="checkbox"/> 府県 <input type="checkbox"/> 新潟 <input type="checkbox"/> 町村 }	
	緊急連絡先に レ印を記入し てください。	<input type="checkbox"/> 自宅電話番号 — — — — — <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話(父) 090 — 0000 — xxxx <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話(母) 080 — △△△△ — □□□□		
	認定区分 (該当に○をし てください。)	1号: 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定子ども・3号認定子ども以外の子ども 2号: 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当する子ども 3号: 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当する者のうち、市町村村民税非課税世帯または生活保護世帯である子ども		

1 世帯の状況（申請に係る子ども以外の同居の家族全員を記入してください。）

氏名	子どもの 続柄	生年月日	年齢 R6. 4. 1現在	性別	勤務先又は 学校・園名等	備考
フリガナ シヨジリ タクヤ	父	明/大 <input checked="" type="checkbox"/> 平/合	36 歳	男	〇〇工業	
フリガナ シヨジリ ミサキ	母	明/大 <input checked="" type="checkbox"/> 平/合	32 歳	女	〇〇会社	
フリガナ シヨジリ アイ	姉	明/大 <input checked="" type="checkbox"/> 平/合	7 歳	女	〇〇小学校	
フリガナ		明/大/昭/平/合				
フリガナ		明/大/昭/平/合				
フリガナ		明/大/昭/平/合				
フリガナ		明/大/昭/平/合				

○父母については単身赴任等で別居している場合であっても記入してください。
その際、備考欄に「別居」とご記入ください。

(表面)

2 利用する（予定の）施設等

① 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部を利用される方は、御記入ください。

施設名	施設名	所在地	塩尻市外に所在する施設のみ記入
	〇〇幼稚園	〇〇 都道 <input checked="" type="checkbox"/> 府県 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町 <input checked="" type="checkbox"/> 村	
		利用開始日	令和 年 月 日

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用される方は、御記入ください。（1号に該当する場合は、記入不要です。）

施設名	利用するサービスの種類	所在地 (塩尻市外に所在する 記入)	利用開始日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動	都道府県 市区町村	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動	都道府県 市区町村	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動	都道府県 市区町村	令和 年 月 日

* 該当する□に、レ印を記入して下さい。

3 保育を必要とする事由等（1号認定に該当する場合は、記入不要です。）

* 保護者の労働又は疾病等の事由により幼稚園等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育を必要 とする事由 (該当する事由にレ印 を記入してください。)	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 育休取得中で継続 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 求職活動 ・活動方法 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所（ハローワーク）に登録する <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋機関等に登録する <input type="checkbox"/> その他 () ・希望する職業 ()
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 育休取得中で継続 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動 ・活動方法 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所（ハローワーク）に登録する <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋機関等に登録する <input type="checkbox"/> その他 () ・希望する職業 ()

* 該当する□に、レ印を記入して下さい。

4 個人番号 申請に係る子ども・保護者の氏名
及び続柄を記入してください。

氏名	続柄	個人番号
塩尻 拓也	父	* * * * * * * * * * * *
塩尻 美咲	母	* * * * * * * * * * * *
塩尻 陽菜	本人	* * * * * * * * * * * *
		* * * * * * * * * * * *
		* * * * * * * * * * * *

同意の上、記名してください。
表面上部の保護者氏名と統一してください。

施設等利用給付に係る認定の申請において、次の事項について同意します。（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）

- 施設等利用給付認定や施設等利用費の支給及び実費徴収の補足給付に関して必要と認められる場合に、世帯の市民税等課税情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。
- (1) の情報に基づいて決定した施設等利用給付に関する情報及び申請書等に記載した内容について、特定子ども・子育て支援施設等に対して提示すること。

保護者氏名 **塩尻 拓也** 印

(裏面)

認定内容を変更したいときは

年度の途中で認定区分を変更したいときや、申請した内容に変更があった場合は、速やかに幼稚園に届け出てください。

(例) 1号認定から2号認定への変更、保育を必要とする事由の変更、住所や世帯員の変更

【提出書類】

①施設等利用給付認定変更申請書

②保育を必要とする事由を証明する書類 (P8～P10参照)

※父・母それぞれ必要です。

※様式は幼稚園にありますので、必要な方は幼稚園へお申し出ください。また、市ホームページからダウンロードもできます。(P22参照)

※ 2号・3号認定への変更または保育を必要とする事由を変更する場合、②の書類が必要となります。

【提出期限】

変更を希望する月の前月25日まで (土日祝日にあたる場合はその直前の平日)

【提出先】

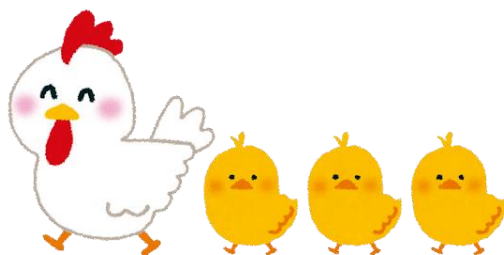
お通りの幼稚園

※お急ぎの場合は、直接保育課にご提出ください。



MEMO





塩尻市 保育課 保育企画係

☎ 0263-52-0844

塩尻市大門七番町 3 番3号 塩尻総合文化センター 1 階

